## 重要事項説明書

記入年月日	平成29年7月1日			
記入者名	南山 邦彦			
所属・職名	ベストライフ富田林・施設長			

### 1 事業主体概要

D ≠hr	(ふりがな)かぶしきがいしゃべすとらいふ						
名称	株式会社ベストライフ						
主たる事務所の所在地	〒 163-0239						
主にる事務所の所任地	東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビルディング39階						
	電話番号/FAX番号	03-5908-2020/03-5908-2200					
連絡先	メールアドレス						
	ホームページアドレス	http:// bestlife.jp					
代表者(職名/氏名)	代表取締役 / 長井 力						
設立年月日	平成 13年12月10日						
主な実施事業		※別添1(別に実施する介護サービス一覧表) ↑護付有料老人ホーム運営、居宅介護支援事業					

## 2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) べすとらいふとんだばやし					
<b>名</b> 你	ベストライフ富田林	ベストライフ富田林				
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第2	9条第1項に規定する届出				
有料老人ホームの類型	住宅型					
所在地	〒 584-0073					
別往地	大阪府富田林市寺池台5-8-5					
主な利用交通手段	南海高野線『金剛』駅より徒歩10分(糸	J800m)				
	電話番号	0721-40-0056				
連絡先	FAX番号	0721-40-0057				
	ホームページアドレス	http://				
管理者 (職名/氏名)	施設長 / 南山 邦彦					
有料老人ホーム事業開	T-4 04/T 0   1   1	/ 5-4 04/50 0 0 0				
始日/届出受理日・登 録日(登録番号)	平成 24年6月1日	<b>平成 24年3月2日</b>				

## 3 建物概要

生物地女									
	権利形態		抵当権		契約の自	動更新			
土地	賃貸借契約の期間					~			
	面積	2,	212.59	m²	(	建物賃貸	(借)		
	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自	動更新	あり		
	賃貸借契約の期間	平成	24年4月	1月		~	平成	49年3月	末日
	延床面積	3,	309.78	m³ (うちマ	有料老人ホ	ーム部分	3,	,309.78	m²)
建物	竣工日	平成	24年3月	29日		用途区分	分	有料老。	人ホーム
是100	耐火構造	耐火建築	く建築物 その他の場						
	構造	鉄筋コンク	フリート造	その他の	の場合:				
	階数	4	階	(地上	4	階、地階		階)	
	サ高住に登録し	ている場	場合、登3	録基準へ	の適合性	生			
	総戸数	88	戸	届出又は	は登録をし	た室数		88室	
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、 相部屋の定員数等)
	一般居室個室	0	0	×	×	0	18.00 m <sup>2</sup>	88	1人部屋
居室の									
状況									
	共用トイレ	5	ヶ所		て別の対応			0	ケ所
				うち車椅子等の対応が可能			5	ヶ所	
	共用浴室	個室	3	ケ所 大浴場 1		ケ所			
	共用浴室における 介護浴槽	機械浴	1	ヶ所			ヶ所	その他:	
	食堂	1	ケ所	面積	193.50	/ V/II 1 / 3/		族が利	なし
共用施設	機能訓練室		ヶ所	面積		m²	用できる調	]理設備	6
	エレベーター	あり(ス	トレッヲ	トャー対応	忘)	1	ケ所		
	廊下	中廊下	1.8	m	片廊下		1.8	m	
	汚物処理室		4	ケ所					
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
	A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH						での到着予定	時間	約1~3分
	その他	全館バリ	アフリー	対応 (	手すりの記				
	消火器	あり	自動火災	報知設備	あり	火災通報	設備	あり	
消防用 設備等	スプリンクラー	あり	なしの場 (改善予						
	防火管理者	あり	消防計画	Ī	あり	避難訓練	の年間回数	2	田

# 4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		契約者または入居者の相互扶助によって居住施設の低額利用 を実現し、将来起こり得る事態に備えて、契約者または入居 者の相互で助け合い、不安のない老後生活を目的とする。
		入居者の希望や心身の状態を鑑み、施設サービスを提供します。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	委託	株式会社アスモ介護サービス
食事の提供	委託	株式会社アスモ介護サービス
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	委託	株式会社アスモ介護サービス 内容:洗濯、掃除等 委託(調理):株式会社アスモフードサービス 内容:献立作成、調理全般
健康管理の支援 (供与)	委託	株式会社アスモ介護サービス
状況把握・生活相談サービス	委託	株式会社アスモ介護サービス
提供内容		状況把握:介護職員による安否確認を実施 生活相談サービス:生活相談員により随時
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	株式会社ベストメディカルライフ
<b>是</b> 家的两个人是两个	提供方法	年2回健康診断の機会付与 ※別添2(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が
利用者の個別的な選択によるサー	ビス	・生活サポート費 月額20,000円 (消費税別) (自立の方、要介護認定を受けていない方で希望される場合のみ) 生活サポートの主な内容:日用品の買物代行、居室清掃、洗濯等・行事費 月額1,000円 使途:レクリエーション費用等
虐待防止		施設は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。 ① 虐待の防止に関する責任者の選定 ② 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施 ③ その他虐待防止のために必要な措置 施設は、虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
身体的拘束		施設は、入居契約書第7条四号により、介護サービスの提供に当たっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、あらかじめ非代替性、一時性、切迫性の3つの要件についてそれぞれ検討のうえ、その経過及び結果を記録するとともに、利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めます。実施に当たっては、身体拘束に関する態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、利用者本人、身元引受人及び監督官庁の求めにより閲覧に応じます。

### (併設している高齢者居宅生活支援事業者)

#### 【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) あすもかいごさーびすこんごう			
争未则名称	アスモ介護サービス金剛			
主たる事務所の所在地	〒163-0825			
主にる事務所の別任地	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号			
事務者名	(ふりがな) かぶしきがいしゃあすもかいごさーびす			
争伤有石	株式会社アスモ介護サービス			
併設内容	訪問介護事業所			

### (連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

### 【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

東米正々称	(ふりがな) あすもかいごさーびすこんごう			
事業所名称	アスモ介護サービス金剛			
主たる事務所の所在地	〒163-0825			
土にる事務所の別任地	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号			
事務者名	(ふりがな) かぶしきがいしゃあすもかいごさーびす			
<b>事</b> 伤 4 名	株式会社アスモ介護サービス			
併設内容	入居者等に対する日常生活に必要な便宜を供与するサービス全般			

#### (医療連携の内容)※治療費は自己負担

压疫士怪	その他			
医療支援	その他の場合:	救急車の手配、入退院の付	き添い、通院介助、健康相談	
	名称	医療法人 樫本会 樫本病	院	
	住所	大阪府大阪狭山市東茱萸木4-1151		
	診療科目	内科、外科、整形外科、循環器内科、消化器内科、 泌尿器科、皮膚科、消化器外科、心臓血管外科、肛門外 形成外科、眼科、脳神経外科、腫瘍内科、血管外科、 緩和ケア内科、リハビリテーション科、麻酔科、乳腺外		
協力医療機関	执力由宏	その他		
	協力内容	その他の場合:外来受診、入	院等緊急時対応	
	名称	医療法人 きたはらファミリークリニック		
	住所	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北3-11-4 A.Tビル2F		
	診療科目	内科、泌尿器科		
	協力内容	訪問診療	主治医意見書作成	
	励力円合	<mark>その他の場合:</mark>		
	名称	ますだ歯科		
協力歯科医療機関	住所	大阪府堺市北区中百舌鳥町2-56		
助刀图件区烷(  )	協力内容	訪問診療		
		その他の場合:		

## (入居後に居室を住み替える場合) 【住み替えを行っていない場合は省略】

		その他					
入居後に居室を住み替える場合		その他の場合:一般居室へ移る場合					
判断基準の内容		認知症等、特別な身体状況により、その居室にての介護が不可能になったと事業者が判断した場合、当施設内で一般居室を移動していただくことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聞いた上で、入居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。					
手続きの内容		追加費用は発 らの申し出の た居室の解約	追加費用は発生しません。但し、入居者及び身元引受人からの申し出の場合、理由の如何に関わらず、入居されていた居室の解約手続きを行った上で、新たな居室の入居手続きを行う必要があります。この際、別途費用が発生します。				
追加的費用の有無		あり	追加費用	上記のとおり			
居室利用権の取扱い		居室利用権は	新たに移動さ	れた居室で継続されます。			
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容				
	面積の増減	なし	変更の内容	面積の増減			
	便所の変更	なし	変更の内容	便 所の有無			
従前の居室との仕様の変更	浴室の変更	なし	変更の内容	浴 室の有無			
促削の店室との仕様の変更	洗面所の変更	なし	変更の内容	洗面所の有無			
	台所の変更	なし	変更の内容	台 所の有無			
	その他の変更	なし	変更の内容				
1 見後に見立た仕た井舎で担人	•	その他					
入居後に居室を住み替える場合		その他の場合:提携施設へ移る場合					
判断基準の内容		入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、居室が空いていれば可能です。また、認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただくことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聞いた上で、入居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。					
判断基準の内容		入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設の入居契約手続きが必要です。この際、移動先施設の前払金が別途に必要となります。また、移動前の施設の返還金の返還は退去手続きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還されます。 認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただく場合、新たな前払金は発生しませんが、月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え先のものが適用されます。					
追加的費用の有無		あり	追加費用	上記のとおり (移動先の施設により変更)			
居室利用権の取扱い		居室利用権は新たに移動された施設で発生し、当施設の居 室利用権は消滅します。					
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容				
	面積の増減	あり	変更の内容	面積の増減			
	便所の変更	あり	変更の内容	便所の有無			
<b>公共の見点しる仏様の本書</b>	浴室の変更	あり	変更の内容	浴室の有無			
従前の居室との仕様の変更	洗面所の変更	あり	変更の内容	洗面所の有無			
	台所の変更	あり	変更の内容	台所の有無			
	その他の変更	なし	変更の内容				

## (入居に関する要件)

入居対象となる者	自立、要支援、要介護			
	概ね60歳以上で、自立、要支援、要介護の方。共同生活を円滑に過ごせる			
留意事項	方。感染症の方は入居できません。但し医師により、他の入居者に感染す			
	る恐れがないと診断された場合にはこの限りではありません。 (東業老からの割約知院) ※1 足割約書第99名とり			
	(事業者からの契約解除) ※入居契約書第28条より 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本			
	契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上困難と認められ			
	る場合に、本契約を解除することがあります。			
	一 入居契約書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居			
	した時			
	二 月額利用料その他の支払いを正当な理由なく、2ヶ月以上遅滞する時 三 入居契約書第20条(禁止又は制限される行為)の規定に違反した時			
	四 入居者の行動が、他の入居者の生命又は健康に危害を及ぼす恐れが			
	あり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止すること			
	ができない時			
	五 四の原因が認知症等、特別の身体状況によるものであり、環境が整			
	えば継続的に施設介護が可能であると判断できた場合には身元引受 人と相談の上で認知症受け入れ可能な施設へ移動できる場合があり			
	ます。			
	六 建物及びその付帯設備を故意又は重大な過失により破損、滅失せし			
	めた時			
	2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は次の各号の手続			
	きによって行います。 一 本条第1項第一、三、四、五号によって契約を解除する場合には、			
	契約解除の通告について90日の予告期間をおく			
	二 本条第1項第二号(料金支払いの遅滞)によって契約を解除する			
契約の解除の内容	場合には、契約解除の通告について90日の予告期間をおく			
	三 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を 設ける			
	四 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認			
	し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等と協議し、移転先			
	の確保について協力する			
	3 本条第1項第四号によって契約を解除する場合には、事業者は前項 に加えて次の各号の手続きを行います。			
	に加えて次の台方の子続さを打います。 一 医師の意見を聴く			
	二 一定の観察期間をおく			
	(入居者からの解約) ※入居契約書第29条より			
	入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に書面による解約の申し入			
	れを行うことにより、本契約を解除することが出来ます。			
	2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には事業 者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目を			
	もって、本契約は解約されたものと推定します。			
	3 契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に、事業者は前払金			
	の返還を行うものとします。			
	4 契約解除の申し出による退去で、申し出月の退去または申し出月翌月の退去の際の賃料、管理費、業務委託費は月の途中退去等に関わらず			
	り返るの际の責件、自任責、未務安配負は万の返り返去等に関わりす 1ヶ月分をいただきます			
	5 予告期間のない契約解除の場合、申し出月以後1ヶ月分の賃料、管理			
	費、業務委託費をいただきます。			
事業主体から解約を求める場合	解約条項 入居契約書第28条			
ナンイエ・エム・コンサル1 で 47 ペン・3 79 日	解約予告期間 90日			
入居者からの解約予告期間	30 月			
	1泊2日10,400円(消費税別)。3泊4日から 7次0日は7月度 1 人 (大阪 1 日本)(4 ななけ)			
体験入居	あり 内容 7泊8日を限度とし、体験入居契約を締結します。介護保険は適用外となります。			
	まり。 月 護床 関は 適用 かとなりまり。 ※食事費用含む (1日三食)			
 入居定員	88 人			
その他				
C -> [E				

### 5 職員体制

(職種別の職員数)

## ※業務委託(委託先:株式会社アスモ介護サービス)

		職員数 (実人数)	兼務している職種名及び 人数		
			常勤	非常勤	7 1371
管理	!者※	1	1		生活相談員
生活	相談員※	1	1		管理者
直接	処遇職員	23		23	
	介護職員※	19		19	
	看護職員※	4		4	
機能	訓練指導員				
計画	i作成担当者				
栄養士		<b>坐</b>			
調理員			業者業務委託		
事務	員※				
その	他職員			6	

## (資格を有している介護職員の人数)

	合計	/+t> →y.		
		常勤	非常勤	備考
社会福祉士				
介護福祉士	7		7	
介護福祉士実務者研修修了者	2		2	
介護職員初任者研修修了者	8		8	
介護支援専門員				

## (資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師			
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			_
あん摩マッサージ指圧師			

## (夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間( 19時	<b>持~翌7</b> 時 )	
	平均人数	最少時人数(宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	2 人	1人
生活相談員	人	人
	人	人

### (職員の状況)

(1100)	(戦員の1人ル)										
		他の職務	らとの兼務	务			あり				
管理者 業務に係る 資格等 あり 資格等の名		)名称	介護福祉士								
		看護職員	Ì	介護職員	Ì	生活相談	炎員	機能訓練	指導員	計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	度1年間の   者数		4		5						
退職	度1年間の は者数		2		8						
じ業た務	1年未満		2		3						
じた職員の 業務に従事	1年以上 3年未満				1						
人と数経	3年以上				6	1					
験年数	5年以上 10年未満				7						
に応	10年以上		2		2						
備考	備考										
従業	美者の健康診断	<b>テの実施</b> を	犬況	あり							

### 6 利用料金

### (利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式	利用権方式		
		選択方式	選択方式		
利用料金の支払い方式		※該当する方式を全て		一部前担	い・一部月払い方式
				月払い方	式
年齢に応じた金額設定		なし			
要介護状態に応じた金額	要介護状態に応じた金額設定				
	入院等による不在時における利用料				
金(月払い)の取扱い		内容: 月額利用料表のとおり			
利用料金の改定条件		人件費、物価の変動等に基づく			づく
作用作並の及尾	手続き	入居者及び	が身元引き	受人の意見	見を聴いて改定する

### (代表的な利用料金のプラン)

		1)/1)/17 <u>11</u> (2) 2			
				プラン1	プラン2
1 足	者の状	- <b>ù</b> □	要介護度	自立・要支援・要介護	自立・要支援・要介護
八占	11 171/	.1)L	年齢	概ね60歳以上	概ね60歳以上
			部屋タイプ	一般居室個室	一般居室個室
			床面積	18.00 m <sup>2</sup>	$18.00\mathrm{m}^2$
			トイレ	あり	あり
居室	の状況		洗面	あり	あり
			浴室	なし	なし
			台所	なし	なし
			収納	あり	あり
			前払金(家賃、介護サービス費等)	180万円	なし
入居	時点で	必要な費用	敷金	なし	40万円
日貊	費用の			136,750円(消費税別)	176,750円(消費税別)
刀帜	貝川ツ			税込141,950円	税込181,950円
	家賃			71,750円	111,750円
	保サー	食費		55,000円(消費税別)	55,000円(消費税別)
	外ビ	共益費		なし	なし
	※ス 費	状況把握及び生活相談サービス費		なし	なし
	-	光刻水君		※専用居室内の光熱費は別途実 ※専用介護居室内の水道代 A	費負担(個別メーターによる) タイプ1,000円/月(消費税別)
		管理費		10,000円(消費税別)	10,000円(消費税別)
	護	介護保険外費	費用	(別添2) のとおり	(別添2) のとおり
/ 土土	V →++	70 PA # 10 - 41		田老の記俎倅に戊じてん	10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-1

備考 介護保険費用1割又は2割の利用者負担(利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。) ※有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる 介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入して いない。)

## (利用料金の算定根拠等)

	Note that the second se
家賃	当該施設の設備に要した費用、管理事務費、地代に相当する 額等を基礎として、近傍同種の受託家賃から算定
	家賃の 3.5 ヶ月相当分 (プランb)
	解約時の対応
	※退去による敷金の返還及び未入居のまま契約を解除した場
敷金	合の返還は、契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末
	に返還とします。
	※契約を解除し退去した時点で居室内装更新費、居室備品交
	換もしくはクリーニング費等を敷金から差し引いた金額が
	返還されます。
24.41 A	(プランa) 近隣施設の前払金水準、立地条件、
前払金	建物設備、居室面積等を勘案し決定
食費	食材費及び業務委託費の一部として
管理費	管理部門に関わる経費及び共用施設・設備の維持管理費
状況把握及び生活相談サービス費	月額利用料に含む
以 表h→k 連	専用居室内の光熱費は別途実費負担(個別メーターによる)
光熱水費	専用介護居室内の水道代 Aタイプ1,000円/月(消費税別)
介護保険外費用	なし ※介護保険サービスの自己負担額は含まない
	別添2
	生活サポート費 月額20,000円(消費税別)
	(自立の方、要介護認定を受けていない方で希望される場合
利用者の個別的な選択による	のみ)
サービス利用料	生活サポートの主な内容:日用品の買物代行、居室清掃、
	洗濯等
	※三月以内の契約解除の場合、未利用日数分を返還します。
	(30日割計算)
	行事費 月額1,000円
7 0 14 0 1 13 7 1 1 1 1 1 1 1	使途:レクリエーション費用等
その他のサービス利用料	※三月以内の契約解除の場合、未利用日数分を返還します。
	(30日割計算)
	1

# (前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間(償却年月	数)	5年(60ヶ月)
償却の開始日		入居日翌日
想定居住期間を超えて勢 (初期償却額)	R約が継続する場合に備えて受領する額	前払金の30%相当額
初期償却額		前払金の30%相当額
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	プランaが、入居日の翌日から起 算して三月以内に契約解除の申 し出があった場合(死亡退去を含 む)、前払金から、(前払金の1ヶ日 も数額を30で除した額)×(入居日当 も契約終了日までの日数)に相当なを控除した額を返還しま額を返還を変 でのの日本での日数での月額利用がある。 文、入居日当する。 以、入居日的は、大田の利用がました。 契約終了日(居室明け額をとは、 大田の利用料を控除した額をとしての利用がます。 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というでは、 というには、 というには、 といっと、 というには、 というには、 というには、 というには、 というには、 というには、 というには、 というには、 というには、 というには、 というには、 というには、 というには、 というには、 というには、 といる。 といるといると、 といる。 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といる。 といる。 と、 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。
	入居後3月を超えた契約終了	返還金=前払金×70%÷(想定居住期間の日数)×(想定居住期間一入居期間) ※想定居住期間は5年間の実日数とします(うるう年毎に1日加算します)。 ※退去による前払金の返還は、契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に返還とします。 ※契約を解除し退去した時点で返還金算定式により返還金が算定されます。 ※入居日の翌日が、前払金償却の起算日となります。
前払金の保全先	2 信託契約を行う信託会社等の名称	サーバントラスト信託株式会社 前払金の保全措置は、株式会社ベストライフを委託者、サーバントラスト信託株式会社を受託者、目的施設入居者を受益者とする信託 保全契約を締結しています。この信託契約により保全金額に相当する部分が保全されます(プランbは非該当となります)。

# 7 入居者の状況

# (入居者の人数)

	65歳未満	0 人
年齢別	65歳以上75歳未満	1 人
十一捆印力门	75歳以上85歳未満	15 人
	8 5 歳以上	33 人
	自立	0 人
	要支援1	5 人
	要支援 2	6 人
要介護度別	要介護1	8 人
女月畯反別	要介護 2	10 人
	要介護3	5 人
	要介護 4	9 人
	要介護 5	6 人
	6か月未満	4 人
	6か月以上1年未満	4 人
入居期間別	1年以上5年未満	39 人
	5年以上10年未満	2 人
10年以上		0 人
喀痰吸引の必要な人/経管栄養の必要な人		0 人 / 0 人
入居者数		49 人

# (入居者の属性)

性別	男性		14	人	女性		35 人
男女比率	男性		28.6	%	女性		71.4~%
入居率	55.7	%	平均年齢	86.8	歳	平均介護度	2.3

## (前年度における退去者の状況)

	自宅等	5 人
	社会福祉施設	6 人
退去先別の人数	医療機関	14 人
	死亡者	0 人
	その他	0 人
		0 人
	施設側の申し出	(解約事由の例)
生前解約の状況		25 人
	入居者側の申し出	(解約事由の例)
		他の老人福祉施設へ移動

## 8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		株式会社ベストライフ 生活相談室				
電話番号 / FAX		03-5908-2020 / 03-5908-2200				
	平日	9:30~18:30				
対応している時間	土曜	_				
	日曜・祝日	_				
定休日		土日祝祭日				
窓口の名称(施設)		ベストライフ富田林 管理者				
電話番号 / FAX		0721-40-0056 / 0721-40-0057				
	平日	9:00~18:00				
対応している時間	土曜	9:00~18:00				
	日曜・祝日	9:00~18:00				
定休日		なし				
窓口の名称(有料老人ホー	ム所管庁)	南河内広域事務室 広域福祉課				
電話番号 / FAX		0721-20-1199 / 0721-20-1202				
対応している時間	平日	9:00~17:30				
定休日		土日祝祭日、12/29~1/3				
窓口の名称 (サービス付き高齢者向け住宅)	它所管庁)					
電話番号 / FAX						
対応している時間	平日					
定休日						
窓口の名称(虐待の場合)		第3ほんわかセンター				
電話番号 / FAX		0721-28-8500 / 0721-28-8639				
対応している時間	平日	9:00~17:30				
定休日		土日祝祭日、12/29~1/3				

## (サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

	加入先	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
損害賠償責任保険の加入状況	加入内容	施設職員の過失による事故の損害賠償 てん補限度額2億円
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	財産に損害が発生	より事故が発生し、入居者の生命、身体、 した場合には損害保険などの手配を行い , 但し天災などの不可抗力は除きます。
事故対応及びその予防のための指針	あり	

## (利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

		あり	)の場合		
利用者アンケート調査、意 見箱等利用者の意見等を把 握する取組の状況			実施日	平成 24年6	月1日
			結果の開示	なし	
				開示の方法	
		あり	の場合		
			実施日	平成 26年1	月30日
第三者による評価の実施状況	あり		評価機関名称	特定非営利活動法	<b>去人 福祉経営ネットワーク</b>
			結果の開示	なし	
				開示の方法	

## 9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付			
管理規程	入居希望者に交付			
事業収支計画書	入居希望者に公開			
財務諸表の要旨	入居希望者に公開			
財務諸表の原本	入居希望者に公開			

È	の他						
		あり	ありの場合				
				, ,	年 2回		
運営懇談会	営懇談会				施設を代表する役職員(施設長、看護師、介護職員責任者)、入居者(全員)及び要介護者については、その身元引受人等(成年後見制度に基づく後見人等を含みます)		
				しの場合の代 措置の内容			
提	携ホームへの移行		提	りの場合の 携ホーム名	(提携ホーム名:ベストライフ全施設) 入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、居室が空いていれば可能です。但し、退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設の入居契約手続きが必要です。この際、移動先施設の前払金が別途に必要となります。また、移動前の施設の返還金は退去手続きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還され退去す。認知症等、特別な身体状況により、適切を設け、といただくことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聞いた上で、入居者及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。この際、新たとで、入居者及び身元引受人、それぞれの同意をないただきます。この際、新たよで、仕み替えていただきます。この際、新たなったが身近の大きます。この際、新たながりないただきます。この際、新たなで、大居者及び身元引受人、それぞれの同意をないただきます。この際、新たよで、大居者及び身元引受人、それぞれの同意をないただきます。この際、新たなで、大居者及び身元引受人、それぞれの同意をないただきます。この際、新たより、		
個	個人情報の保護		施設は、業務上で知り得た入居者及びその家族に関する秘密並びに個人情報については、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合又は入居者の事前の同意がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。				
緊	急時等における対応方法	健康上質下さい。	等 <i>0</i> 证	O緊急時には、緊 通報があり次第、	緊急通報装置(緊急コール)を押して通報して 施設職員が駆けつけ対応します。なお、緊急 場合には、相談させていただく場合があります。		
	阪府福祉のまちづくり条例に める基準の適合性	適合		適合の場合 内容			
指	大阪府有料老人ホーム設置運営 指導指針「規模及び構造設備」 に合致しない事項		なし				
	合致しない事項がある場合 の内容						
	「7. 既存建築物等の活用						
	の場合等の特例」への適合性等の内						
	不適合事項がある場合の入 居者への説明						
上	記項目以外で合致しない事項	なし					
	合致しない事項の内容						
	代替措置等の内容						
	不適合事項がある場合の入 居者への説明						

添付書類:別添1(別に実施する介護サービス一覧表) 別添2(個別選択によるサービス一覧表)

上記の重要事項の内容、並びに介護サービス等及びその提供事業者を自由に選択できることについて、 事業者より説明を受けました。

(入居者)	
住 所	
氏 名	様
	,
(入居者代理人)	
住 所	
<b>氏</b> 名	· 

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日	平成	年	月	日
説明者署名				

# (別添1)事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	あり		交野市星田1-32-1 大阪市住吉区苅田3-14-5
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	なし		
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問介護	なし		
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所介護	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし	ジョーニノコ六収	大阪士目 III 20 1
介護予防特定施設入居者生活介護	あり		交野市星田1-32-1 大阪市住吉区苅田3-14-5
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		

#### 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		国田の利田を	で年本ナフル ビュ		
			で実施するサービス   料金※ (税抜) 等	備考	
	食事介助	なし	一	基本的に訪問介護事業所等にて提供	
	排せつ介助・おむつ交換	なし		基本的に訪問介護事業所等にて提供	
	おむつ代	あり	実費		
<b>△</b>	入浴(一般浴) 介助・清拭	なし		入浴の機会提供 基本的に訪問介護事業所等にて提供	
護	特浴介助	なし		基本的に訪問介護事業所等にて提供	
サ	身辺介助(移動・着替え等)	なし		基本的に訪問介護事業所等にて提供	
]	機能訓練	なし			
ビス	通院介助(協力医療機関)	あり	同行(送迎)月2回迄、月額利用料に含む	片道5kmまでの同行(送迎)は1往復目を片道500円(消費税別)、 2往復目からは片道1,000円(消費税別)となります。片道5km以上 10kmまでの同行(送迎)は1往復目を 片道1,000円(消費税別)と し、2往復目からは片道2,000円(消費税別)となります。 片道10km以上の同行(送迎)は原則として行いません。	
	居室清掃			基本的に訪問介護事業所等にて提供	
	リネン交換 日常の洗濯	あり	月額利用料に含む	自立の方、要介護認定を受けていない方が希望される場合は、生活サポート費20,000円/月 (消費税別) を頂きます。	
生	居室配膳・下膳	なし	月額利用料に含む	病気等の理由により食堂で食事ができない場合は、食事を居室までお届けします。下膳サービスも行います。	
活	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし	月額利用料に含む	治療食の提供(看護師、医師の指示による)	
1	おやつ	なし	_		
F.	理美容師による理美容サービス	あり	実費	理美容の機会提供	
ス	買い物代行	あり	月額利用料に含む	月2回(通常の利用区域) 自立の方、要介護認定を受けていない方が希望される場合は、生活サポート費20,000円/月(消費税別)を頂きます。	
	役所手続代行	なし			
	金銭・貯金管理	なし			
健康	定期健康診断	あり	実費	年2回の機会提供	
管	健康相談	なし	月額利用料に含む	看護師による相談	
理サ	生活指導・栄養指導	なし	月額利用料に含む	看護師による指導	
1	服薬支援	なし	月額利用料に含む	自立の方は除く	
ス	生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	なし	_		
入退院のサービ	移送サービス(協力医療機関)・入退院時の同行	あり	同行(送迎)月2回迄、月額利用料に含む	片道5kmまでの同行(送迎)は1往復目を片道500円(消費税別)、 2往復目からは片道1,000円(消費税別)となります。片道5km以上 10kmまでの同行(送迎)は1往復目を 片道1,000円(消費税別)と し、2往復目からは片道2,000円(消費税別)となります。 片道10km以上の同行(送迎)は原則として行いません。	
ス	入院中の見舞い訪問	なし	月額利用料に含む	適宜	

<sup>※「</sup>あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

<sup>※</sup>基本的にケアプランに基づき訪問介護事業所等からサービスをお受けいただき、施設内での生活に必要な介護保険サービスが優先されます。

<sup>※</sup>一覧表に表記されているサービスは、訪問介護事業所等による施設内での生活に必要な介護保険サービスをご利用された上で施設側が必要と判断した時に提供するものです。